

### 【勤務間インターバル制度】

- 1 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（労働時間等設定改善法）が改正され、2019年（平成31年）4月1日から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となりました。
- 2 勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息时间（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。
- 3 一定のインターバル時間を確保することで、従業員が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができます。
- 4 インターバル時間の満了時刻が、次の勤務の所定労働時間以降に及ぶ場合の取扱いについては、以下の方法が考えられ、就業規則の規程例は以下のとおりです。
- 5 このほか、必要に応じ、勤務間インターバル制度に関する申請手続や労働時間の取扱い等についても就業規則等の規定の整備を行う必要があります。

#### 【例1】 インターバル時間と翌日の所定労働時間が重複する部分を働いたものとみなす場合

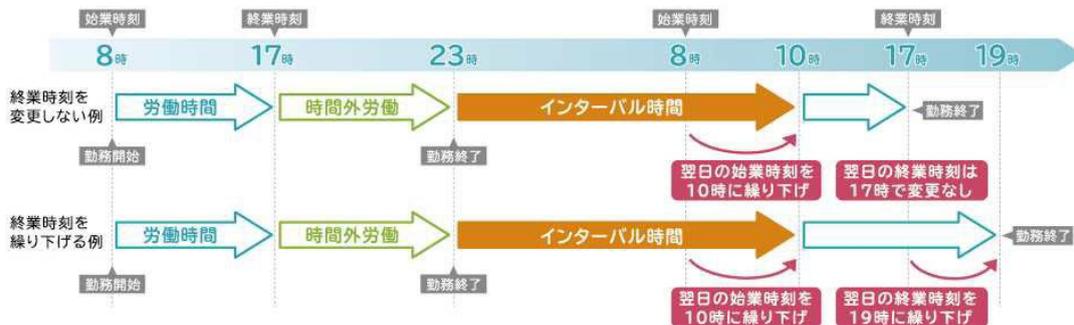


#### (勤務間インターバル)

第22条 いかなる場合も、従業員ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも、〇時間の継続した休息时间を与える。ただし、災害その他避けることができない場合は、この限りではない。

2 前項の休息時間の満了時刻が、次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、当該始業時刻から満了時刻までの時間は労働したものとみなす。

[例2] インターバル時間と翌日の所定労働時間が重複した時、勤務開始時刻を繰り下げる場合



(勤務間インターバル)

第22条 いかなる場合も、従業員ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも、〇時間の継続した休息時間を与える。ただし、災害その他避けることができない場合は、この限りではない。

2 前項の休息時間の満了時刻が、次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、翌日の始業時刻は、前項の休息時間の満了時刻まで繰り下げる。

このほか、ある時刻以降の残業を禁止し、次の始業時刻以前の勤務を認めないこととする等によりインターバル時間を確保する方法も考えられます。